

●水道を休止する場合の注意事項

水道の休止とは、※給水装置（別図①参照）の使用を一時休止するため、休止中も給水装置を有する場合に限り、休止することができます。

●建物解体時の注意事項

①休止する場合（今後も水道を使用する場合）

建物等を解体し更地にされる場合で、引き続き水道を使用される場合は、給水装置として機能するよう散水栓などの設置及び給水装置工事の改造申請が必要となりますのでご注意ください。

（別図②参照）。

②廃止する場合（今後、水道を使用しない場合）

【廃止する場合の注意事項及び手続き】

施設用途	廃止工事	提出書類
専用住宅・店舗付住宅	市で実施	給水装置廃止届
上記以外の施設等 （アパート・事務所 ・立水栓など）	所有者が実施 ※新城市指定給水装置業者に依頼	給水装置廃止届 給水装置工事申込書

（別図③参照）

※休止と廃止のいずれの手続きに該当するか判断に迷われる場合は、整備課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

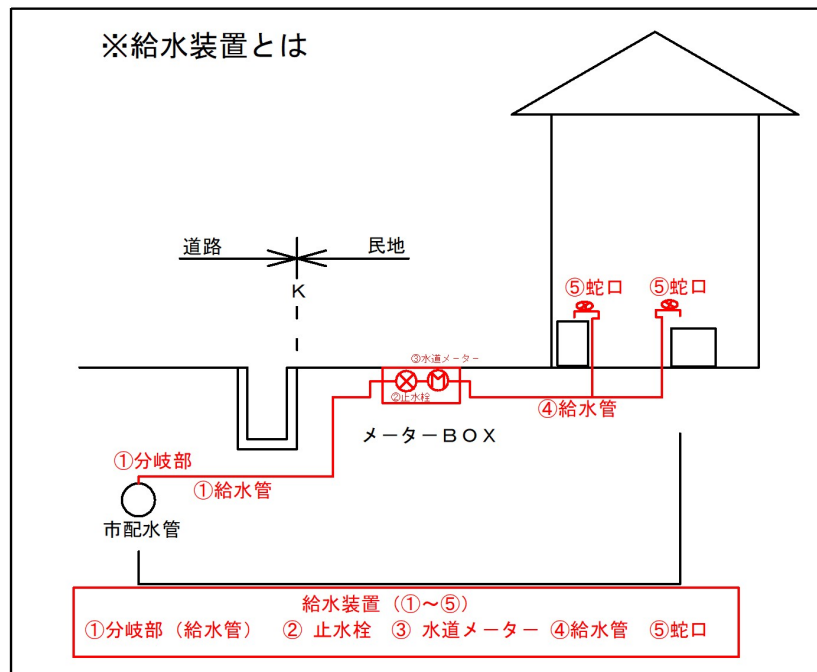
新城市役所 上下水道部 整備課

TEL：0536-23-7644

（窓口受付時間：平日 9：00～16：00）

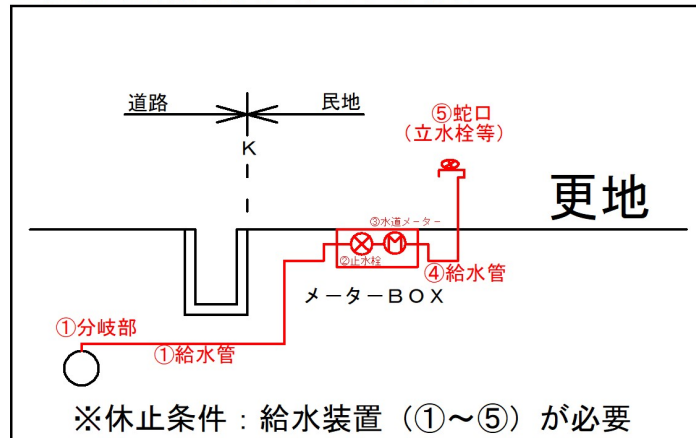
（電話受付時間：平日 8：30～17：15）

別図①



別図②

●建物等を解体後、休止する場合



別図③

●建物等を解体後、廃止する場合

